

別記

審査及び評価基準

ア 1次審査

【参加資格要件確認】

確認内容	対象様式
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(2) 山鹿市の指名停止期間中でないこと。なお、告示日から参加申込書等の受付終了までに指名停止措置を受けた場合、参加資格を失うものとする。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(4) 代表者又は役員等が、山鹿市が行う契約等からの暴力団等排除に関する措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(5) 山鹿市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は山鹿市物品購入契約等の入札参加資格を有する者	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(6) 平成28年度以降に、地方公共団体が発注した、PPP/PFI手法を活用した公営住宅の新築・建替えに係る事業者選定のアドバイザー業務を元請として受託実績又はそれに準ずる業務実績を有していること。	・ 資格要件確認書（様式第3号） ・ 会社概要書（様式第4号）

注1：公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、上記（1）～（6）の要件をすべて満たす者を、提案資格を有する者とする。

注2：募集要領の「11 その他留意事項」の（2）に該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

【審査（評価基準）】

評価項目	配点	評価の視点	
(7) 企業の評価	8	・過去10年間（平成28年度以降、履行中の業務も含む）において同種業務及び類似業務の実績が十分にあるか。	・企業の業務実績調書（様式第4号）
(8) 配置技術者の評価	7	・管理技術者に同種業務および類似業務での実績が十分にあるか。	・配置予定管理技術者の資格・経歴等（様式第6号）
(9) 業務遂行能力	5	・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。	・業務の実施体制（様式第5号）

※同種業務、類似業務については以下とする。

同種業務：PPP/PFI手法を活用した公的賃貸住宅の新築・建替えに係る事業者選定のアドバイザー業務

類似業務：PPP/PFI手法を活用した公的建築物整備に係る事業者選定のアドバイザー業務、PPP/PFI

手法を活用した公的賃貸住宅の新築・建替えに係る基本計画策定業務及び民間活力導入可能性調査